



～60歳を迎えられる方へ～

60歳～65歳までの間、 節税しながら、年金をさらに増やしませんか？

国民年金基金は、従前、60歳までしかご加入いただけませんでした。平成23年の法律改正により、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入されている方も、国民年金基金に加入できるようになりました（「特定加入員制度」といいます）。

お客様はこのたび60歳のお誕生日を迎えられるため、国民年金基金は一旦資格喪失となりますが、お申し出により、改めて65歳までの間、国民年金基金に加入することが可能です（一部加入条件あり）。節税しながら、年金をさらに増やしませんか？

加入のメリットは？

-  **安心の終身年金！** 65歳から生涯受け取れるので、長い老後も安心です。
-  **節税効果絶大！** 掛金は全額社会保険料控除の対象となり（一人年間最大81万6000円）所得税・住民税が軽減できます。

加入資格は？

国民年金の任意加入被保険者（日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方）で、弁護士および弁護士の業務を補助する方が加入可能です。

※ただし、国民年金の全加入期間（40年間）を満了し、全保険料を納付済の場合（老齢基礎年金を満額受給できる資格をお持ちの場合）は任意加入被保険者になれません。

加入手続は？

2ステップ

- 1. 国民年金の任意加入資格を取得**
自治体または年金事務所にて、国民年金の任意加入被保険者資格取得申出手続をお済ませ下さい。
- 2. 必要書類を当基金に送付**
 - ①加入申出書
 - ②国民年金任意加入被保険者資格取得申出受理通知書(写)※
※年金事務所が発行する書類です。

どんな内容？

60歳以降加入できるタイプは下記3種です。年金受取額が加入時年齢・月数により異なります。詳しくは基金事務局にお問い合わせ下さい。（下記数値は60歳で新規加入した場合のモデル）

タイプ	内容		掛金月額（一律）		年金月額	
			男性	女性	男性	女性
A型	65歳からの終身年金 遺族一時金（15年間保証）有	1口目	20,770	23,970	5,000	
		2口目以降	10,385	11,985	2,500	
B型	65歳からの終身年金 遺族一時金（15年間保証）無	1口目	19,440	23,410	5,000	
		2口目以降	9,720	11,705	2,500	
I型	65歳から80歳までの確定年金 遺族一時金（15年間保証）有		7,130		2,500	

（単位：円）

【資料請求・お問い合わせ】 日本弁護士国民年金基金

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14F

TEL:03-3581-3739 FAX:03-3581-3720 ホームページ: <http://www.bknk.or.jp>